

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県規則第三十九号

#### 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年広島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項第二号の規定により当該年金受給権者に係る本人確認情報を利用できるときは、戸籍の抄本又は住民票の写しを添えることを要しない。

第十六条中「を管轄する地域事務所（呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町及び世羅町に居住地を有する者については、当該市町の長）」を「の市町の長」に改める。

別記様式第一号中 「住所氏名」を「住所氏名（電話番号）」に改める。

別記様式第六号（裏）中 「ときは20,000円」を「ときは50,000円」及び「125,000円」並びに「100,000円」を「250,000円」並びに「30,000円」及び「75,000円」並びに「地域事務所又は県福祉保健部社会福祉局障害者支援室」を「又は県健康福祉局社会福祉部障害者支援課」に改める。

別記様式第六号（裏）中 「ときは20,000円」を「ときは50,000円」並びに「50,000円」及び「125,000円」並びに「100,000円」を「250,000円」並びに「30,000円」及び「75,000円」に改める。

別記様式第十八号中 「住所氏名」を「住所氏名（電話番号）」に改める。

める。

別記様式第二十三号中 「障害児学級」を「特別支援学級」に

「添付書類 年金受給権者の戸籍の抄本又は住民票の写し」を

「添付書類 年金受給権者の戸籍の抄本又は住民票の写し（ただし、知事が住民基本台帳

法第30条の8第1項第2号の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利

用できるときは、不觸とする。) 」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 広島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成十九年広島県条例第六十一号。次項において「改正共済制度条例」という。) 附則第二項に規定する改正前加入者に対して交付又は再交付する加入証書については、改正後の別記様式第六号<sup>(裏中)</sup>「

50,000円」とあるのは「30,000円」と、「125,000円」とあるのは「75,000円」と、「250,000円」とあるのは「150,000円」と、「75,000円」とあるのは「45,000円」とする。

3 改正共済制度条例附則第三項に規定する改正前口数追加加入者に対して交付又は再交付する口数追加証書については、改正後の別記様式第六号の二<sup>(裏中)</sup>「50,000円」とあるのは

「30,000円」と、「125,000円」とあるのは「75,000円」と、「250,000円」とあるのは「150,000円」と、「75,000円」とあるのは「45,000円」とする。